

田収発第1998号
平成24年11月27日

青森県知事 三村申吾 殿

田子町長 山本 晴



「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書」
の変更にあたっての要望について

平成24年11月12日付け青県境第161号で照会のあった「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書」の変更に係る意見聴取に関連し、田子町としての要望を下記のとおり取りまとめましたので、十分にご勘案いただくようお願い申し上げます。

記

1 全般的事項

環境省と実施計画の変更について環境省と協議に入る時点で、事前に行った青森県環境審議会において出された意見等については、田子町にお知らせ下さるようお願い申し上げます。

また、農林水産物の風評被害対策等について、平成15年度から平成24年度までの10年間、債務負担行為を設定して設けた「青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金」制度については、幸いなことにその適用実績はこれまでありませんでしたが、平成25年度以降も、特定支障除去等事業の実施が継続する10年間は、これまでと同様この制度を継続していただくようお願い申し上げます。これは当町のみならず馬淵川流域の市町村が望むことと考えています。

2 廃棄物などの撤去について

(1) 廃棄物等の全体量が何度も変更されたことに住民として不安を感じております。とりわけ、

撤去完了まであと1年と迫った中で、撤去が最後に残された箇所、現場の沢地形下流部の廃棄物や汚染土壌は相当深いところまで入っていると推測され、その地点の廃棄物及び汚染土壌の掘削が始まってくれば、再度全体量が増加する懸念があります。このため、汚染土壌などについては今後とも十分に把握されるとともに、今後仮に、廃棄物や汚染土壌の量が増えることが想定される場合には、過去の事例を鑑み、推定の時点であっても早い段階で田子町にお知らせいただき、その対応について十分意思疎通を図っていただくようお願い申し上げます。

(2) 「汚染水が廃棄物等の撤去完了後も一定期間現場内に残ることが想定されている」とありますが、環境基準を上回る廃棄物や汚染土壌を全て撤去すれば、土壌や地下水の環境基準を満たすのではと一般住民は考えます。このため、なぜ汚染水が残るのか、その理由をわかりやすく住民に説明する方法等についてご教示をお願い申し上げます。

(3) 地山の確認において、結果的に環境基準値以下の土壌であっても「におい」があるものは現場に残してもらいたくないという強い住民の願いがあることを念頭に、疑わしき汚染土壌は限りなく撤去の対象とする配慮を今後ともお願い申し上げます。

(4) 廃棄物などの運搬に伴う町内での大きな事故はこれまで幸いなことにありませんでしたが、国道104号の拡幅工事(交通安全対策事業など)の進捗が遅れており、担当部局へ工事の早期完成を図っていただくよう要請いたします。

(5) 廃棄物等の掘削、選別現場の作業環境や安全性に関する評価を撤去終了時に行い、それまで従事していた労働者に健康上の問題や健康被害が無かったかどうかを、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会などにおいて報告することが必要と考えます。

3 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会について

この県境不法投棄事案について所掌の事務を遂行する県境再生対策室及び県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会については、この実施計画期間中は存続していただきたくお願い申し上げます。また、実施計画期間中に並行して実施される青森県の環境再生、とりわけ自然林造成については、その分野を専門とする新たな委員を委嘱するとともに、同様の趣旨で田子町推薦委員の増員をお願い申し上げます。

4 原状回復方針について

廃棄物及び汚染土壌の全量撤去という方針の堅持と、「住民のコンセンサス」を重視される方針が揺らぐことのないようお願い申し上げます。

なお、「現場の最終的な保全目標は、地下水、表流水、大気及び騒音については環境基準以下、土壌については周辺環境と同等となるように汚染拡散防止に取り組む」としていますが、これまでも申し上げてきたように、周辺環境と同等とは単に土壌の環境基準を満たせばいいというものではなく、不法投棄現場の周辺にある良好な自然環境と同じとなることと考えておりますので、再度お伝え申し上げます。

5 汚染拡散防止対策について

現場内地下水及び水処理施設からの放流水の水質データについては、代表的指標となる地点及び物質(項目)について、年1度程度以上は、「現地事務所だより」などを通じて、住民がわかりやすい方法で、年間の推移やその評価と考察などをお知らせしていただくようお願い申し上げます。

6 廃棄物等撤去後の場内整備等について

廃棄物等の撤去完了後、場内の地盤安定化のための整地等については、原状回復対策終了後の環境再生、とりわけ自然林造成に資する土壌改良としての客土や、将来の保育管理用の作業路などを視野に入れて実施していただくようお願い申し上げます。

7 その他

延長される特定支障除去等の実施期間中はもちろん、対策終了後においても、現在県有地となっている不法投棄現場については、そのまま県有地として青森県が責任を持って所有管理をしていただきたいと考えております。また、環境再生計画における地域振興の観点からの事業を民間事業者が実施することとなっても、その対象地については同様に県有地のまま貸し付け等によって対応していただくことをお願い申し上げます。